

# 平成24年度市民税・都民税 ここが変わります

平成24年度から実施される市民税・都民税の主な改正内容について  
お知らせします。

◆市民税課 ☎

☎042-460-9827 ・ ☎042-460-9828

## 扶養控除等の見直し

### ①年少扶養控除の廃止

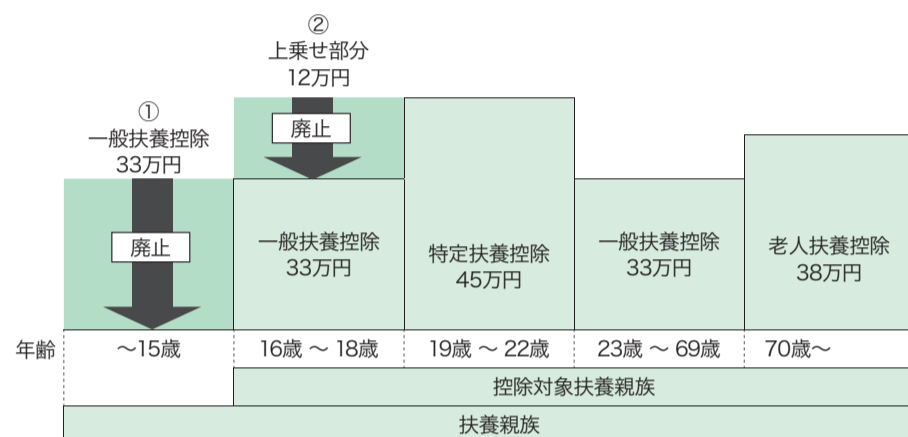
年齢16歳未満(平成8年1月2日以後生まれ)の扶養親族に対する扶養控除(33万円)が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族(以下「控除対象扶養親族」といいます)となりました。

### ②16歳以上19歳未満の特定扶養親族の上乗せ部分の廃止

年齢16歳以上19歳未満(平成5年1月2日～平成8年1月1日生まれ)の扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、これらの方に対する扶養控除の額は33万円となりました。このことに伴い、特定扶養親族の範囲は、年齢19歳以上23歳未満(昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれ)の扶養親族に変更になりました。

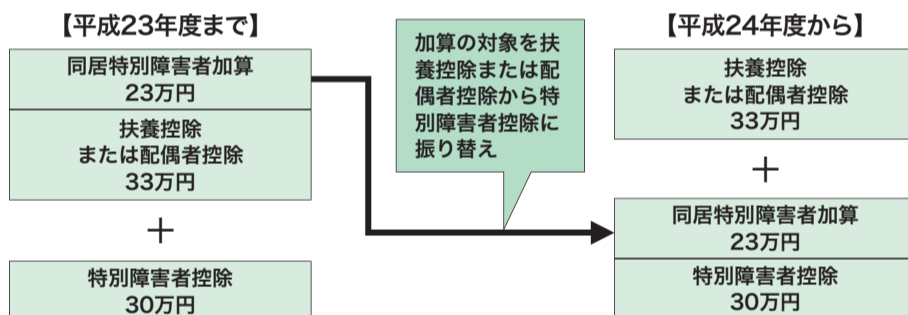
※控除額は市民税・都民税における金額です。

### 市民税・都民税の扶養控除等の全体像



### ③扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者加算の対象が変わりました。

これまで、控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者である場合に、配偶者控除または扶養控除の額に23万円を加算されていましたが、平成24年度からは特別障害者控除に23万円が加算されることとなりました。



### 平成24年度以降の配偶者控除・扶養控除・障害者控除の額

控除名	被扶養者の年齢等	改正前	改正後
配偶者控除	70歳未満	33万円	33万円
	70歳以上	38万円	38万円
扶養控除	16歳未満【上記①】	33万円	廃止
	16歳以上19歳未満【上記②】	45万円	33万円
	19歳以上23歳未満		45万円
	23歳以上70歳未満	33万円	33万円
	70歳以上	同居老親等以外	38万円
	同居老親等	45万円	45万円
障害者控除*	障害者	26万円	26万円
	特別障害者(同居以外の場合)	30万円	30万円
	特別障害者(同居の場合)【上記③】		53万円

※障害者控除は扶養親族が16歳未満である場合も適用されます。

## 寄附金税制の拡充

### ○寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

寄附文化の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、より小額の寄附でも税額控除の対象となりました。

### ○寄附金税額控除の対象となる寄附先

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- 住所地の共同募金または日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 住所地の都道府県・市区町村が条例で指定する団体に対する寄附金

### ○寄附金税額控除を受けるための手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附を行った方が、寄附をした際に受け取った領収書または受領証明書を添付して申告を行っていただく必要があります。所得税の確定申告を行う方は、所得税の寄附金控除と市民税・都民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

なお、所得税の確定申告をせずに市民税・都民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合には、「市民税・都民税寄附金税額控除内訳書」(内訳書は申告書受付窓口で配布しています。また市HPからダウンロードすることができます)と寄附金の領収書または受領証明書を添付のうえ、市民税・都民税の申告を行っていただく必要があります。ただし、この場合には所得税の控除を受けられませんのでご注意ください。

### ○東日本大震災の被災地への寄附金・義援金について

被災地の県や市町村に直接寄附する場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などに東日本大震災義援金として被災地の県や市町村に寄附する場合も、都道府県・市区町村に対する寄附(ふるさと寄附金)に該当し、控除の対象になります。

### ○控除される金額

寄附先が都道府県市町村の場合は、次の(1)と(2)が、それ以外は(1)が対象となります。

#### (1) 基本控除

【寄附金額(総所得金額等の30%が限度)−2,000円】

×10%(市民税6%、都民税4%)

#### (2) 特例控除(都道府県・市区町村に対する寄附)

【寄附金額(総所得金額等の30%が限度)−2,000円】

×(90%−所得税の限界税率)

※特例控除の上限は市民税・都民税の所得割額の10%です。

※所得税の限界税率とは、その方に適用される所得税の最高税率をいい、課税総所得金額により、0~40%となります。

## その他の改正

### ①公的年金所得者の所得税の確定申告の手続きが簡素化されました

平成23年分の所得税の確定申告から、公的年金などに係る雑所得のある方で、1年間(1月~12月)の公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その年中の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

ただし、所得税の還付を受ける場合には、これまでどおり所得税の確定申告をする必要があります。

なお、所得税の確定申告の提出をしなくてよい場合でも、市民税・都民税の申告は必要となりますのでご注意ください。

### ②上場株式等の配当等および譲渡所得等に係る軽減税率が延長されました

平成24年度(平成23年分)から上場株式などの配当や譲渡益に対する軽減税率が廃止される予定でしたが、10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)が、平成25年12月31日まで延長されました。

## 平成23年度 西東京市プレミアム商品券の有効期間が終了します

有効期間 1月31日(火)まで

西東京市プレミアム商品券を購入された方は、お早めにご利用ください。有効期間を過ぎると利用できませんので、ご注意ください。

☎西東京商工会

(☎042-424-3600)

HP <http://www.nisitokyo-shokokai.jp>

◆産業振興課 係

(☎042-438-4041)



## ~振り込め詐欺にだまされないでください!~

昨年も、被害が多発した振り込め詐欺。本人はもちろん家族や地域の絆で被害を未然に防ぎましょう。

### □防止対策!!

- ①留守番電話に設定(犯人は自分の声を残したくない)
- ②家族の絆で被害防止(ご両親などに振り込め詐欺について教えてあげてください)
- ③不審な電話はすぐに110番

### □最近の振り込め詐欺キーワード

- ①電話番号が変わった
  - ②お金を貸してほしい
  - ③カードを預かる
  - ④必ずもうかる(社債・未公開株など、必ずもうかる「おいしい話」はありません)
- ◆田無警察署 (☎042-467-0110 内線2612)  
◆危機管理室 係 (☎042-438-4010)

